

改 正 後	現 行
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて
1～5 （略）	1～5 （略）
6 歩掛の補正	6 歩掛の補正
<p>標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。</p> <p>(1) 通勤補正について 標準歩掛の留意事項の7に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場<u>事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所</u>までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。 $K = 1 + T / 480$ K：補正係数（%、小数第3位四捨五入） T：90分を超える通勤時間（分） <u>なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数Kを労務単価に乗じて行うものとする。</u> <u>また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</u></p> <p>(2) 冬期補正について ア 適用範囲 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、<u>工事の始期（任意着手方式により余裕期間制度を活用する工事は、工事着手期限とする。）を10月1日以降とする工事とし、かつ、下記に該当する工事は適用しない。</u></p> <p>（ア）～（ケ） （略） イ・ウ （略）</p>	<p>標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項」という。）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。</p> <p>(1) 通勤補正について 標準歩掛の留意事項の6に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 通勤補正の対象とする工事 通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から<u>施工現場</u>までの通勤に往復 90 分以上を要する箇所の工事とする。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 通勤補正 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。 $K = 1 + T / 480$ K：補正係数（%、小数第3位四捨五入） T：90分を超える通勤時間（分） <u>（新設）</u></p> <p>(2) 冬期補正について ア 適用範囲 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、10月1日以降に発注する工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。</p> <p>（ア）～（ケ） （略） イ・ウ （略）</p>
(3)～(5) （略）	(3)～(5) （略）
7～9 （略）	7～9 （略）
別紙1～別紙3 （略）	別紙1～別紙3 （略）

附 則 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。